破産手続廃止

平成２８年（フ）第１１４２号
さいたま市岩槻区上野６丁目１番６号
破産者　池田物流株式会社
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５９１号
埼玉県加須市愛宕２丁目５番５号
破産者　有限会社千草金属工業
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７５号
千葉県木更津市祇園２丁目25番５号
破産者　入江建設株式会社
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第７７号
千葉県勝浦市勝浦280－４　シーフレア勝浦607、住民票上の住所千葉県木更津市祇園２丁目25番５号
破産者　入江美知子
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１８０号
岐阜市真砂町７丁目10番地
破産者　有限会社岩田米穀
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１４２号
埼玉県富士見市ふじみ野東３丁目15番地８
破産者　株式会社ＫＥＮＹＯＵ
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３１６号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田584番地５
破産者　株式会社ベネックス
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２６４号
千葉県山武市本須賀287番地６　スカイハイツモトスカ102、開始決定時の住所千葉県成田市中台１丁目１番地２（８棟505号）
破産者　山本　浩司
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６１８号
兵庫県三木市緑が丘町本町１丁目２番地の３天使堂ビル１階
破産者　株式会社ＯｎｅＳｅｌｙ
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１号
広島県呉市安浦町水尻２丁目９番30号
破産者　有限会社青瀧建具製作所
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第５５号
佐賀県伊万里市伊万里町甲408番地
破産者　有限会社いまり西山
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第８３号
鹿児島県鹿児島市西陵２丁目８番11号
破産者　有限会社ワークマン・さいごう
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目８番３－305号
破産者　株式会社ＫＩＫＵＯＵ
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第９号
秋田県能代市栄町11番３号
破産者　株式会社山田製パン工場
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１５８０号
神奈川県茅ヶ崎市芹沢4105番地２
破産者　有限会社フジ精密
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６０号
神奈川県厚木市飯山3008番地１
破産者　株式会社Ｈｕｍｉｌｉｔｙ
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１１４３号
埼玉県白岡市下野田951番地３
破産者　池田　英昭
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５９２号
埼玉県加須市愛宕２丁目５番５号
破産者　小林　甚一
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８８４号
埼玉県川口市芝園町３番２－823号　芝園団地
破産者　平野　朋子（旧姓岡田・黒田・津田）
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０８号
神奈川県南足柄市三竹688番地１、住民票上の住所神奈川県小田原市府川746番地
破産者　寺澤美智子
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部